かながわソーラーシェアリングバンク公募要領

令和元年11月13日　神奈川県制定
令和５年６月１日　更新

１　目的

神奈川県では、「かながわスマートエネルギー計画」を推進するため、再生可能エネルギー等の導入加速化などに取り組んでおり、営農を続けながら太陽光発電等を行うことができるソーラーシェアリング（営農型発電）の普及促進を進めています。

その一環として、県内農業者や県民の方々に対して、ソーラーシェアリングに必要な手続から発電設備の設置工事等までを一貫して支援するサービス（以下「ワンストップサービス」といいます。）のプランを募集します。要件を満たしたプランを「かながわソーラーシェアリングバンク」（以下「ソーラーシェアリングバンク」といいます。）に登録し、そのプランを広く周知することで、ソーラーシェアリングの普及促進を図っていきます。

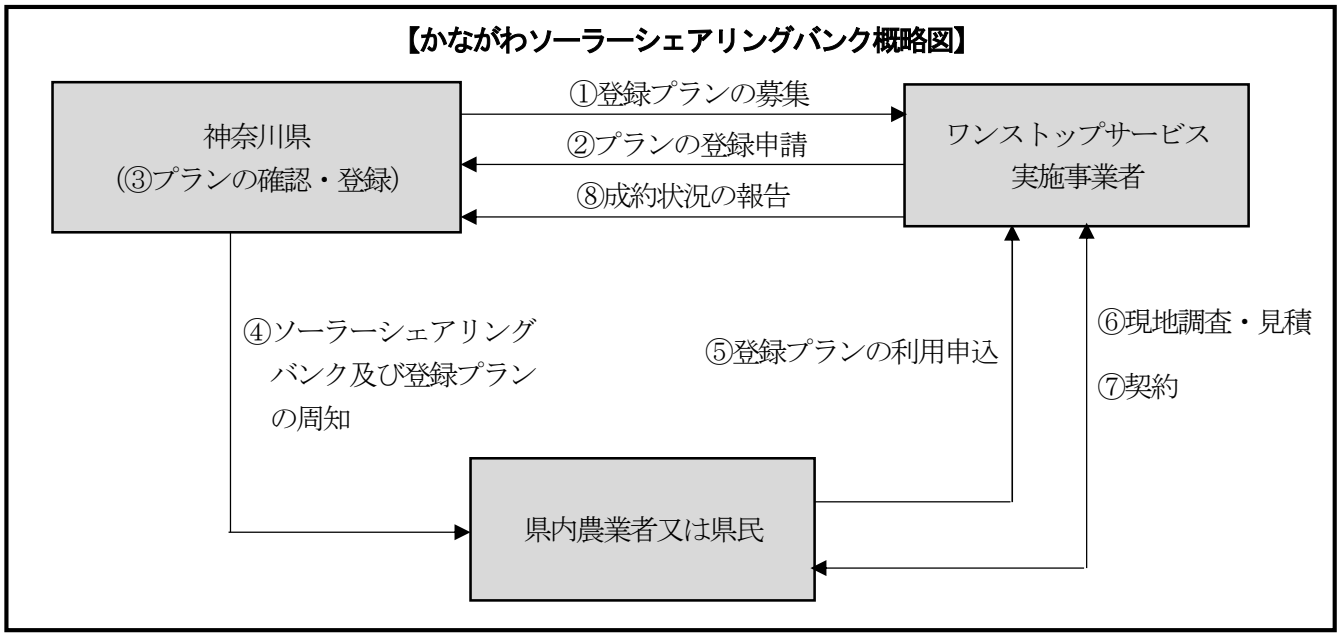

２　募集内容

県内農業者や県民の方々に対するワンストップサービスのプランを募集します。なお、ワンストップサービスとは、次の事項を一貫して提供するサービスをいいます。

(1)　事業計画認定申請の支援
(2)　系統連系協議（接続契約・特定契約の締結に係る手続）の支援
(3)　農地一時転用の許可申請の支援
(4)　発電設備の設計・設置工事等
(5)　その他、ソーラーシェアリングの実施に当たって必要な事項に係る支援

３　応募者の要件

(1) 事業者の構成等

ア　複数事業者で応募する場合には、事業者を代表し応募書類の提出等を行う事業者（以下「代表事業者」といいます。単独の事業者で応募する場合の当該事業者についても、以下「代表事業者」といいます。）を定めてください。代表事業者以外の事業者を「共同実施事

業者」といいます。

イ　代表事業者又は共同実施事業者のうちいずれかの事業者が、県内に現に事務所を有して事業を行っている必要があります。この事務所は、支店登記の有無にかかわらず、事務を反復継続して実施し、かつ、契約締結権者を有している必要があります。

⑵　代表事業者の要件

代表事業者は、次の要件をすべて満たしていることとし、申請書及び誓約書の提出をもってその事実を確認します。

また、必要に応じて、関係機関に事実確認を行う場合があります。

ア　直近の決算財務諸表が債務超過となっていないこと。

イ　過去２年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。

ウ　過去６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。

エ　次の申立てがなされていないこと。

(ｱ) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て

(ｲ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て

(ｳ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て

オ　債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。

カ　県税その他の租税を滞納していないこと。

キ　神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。

ク　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当する者でないこと。

ケ　次の各号のいずれにも該当しないこと。

(ｱ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）

(ｲ) 暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）

(ｳ) 法人にあっては、代表者又は役員のうちに、暴力団員に該当する者があるもの

４　ソーラーシェアリングバンクの運用に係る役割分担

⑴　神奈川県

ア　円滑な業務実施のための支援

事業者が円滑にワンストップサービスを実施できるよう、関係機関との総合的な調整を行います。

イ　周知

ソーラーシェアリングバンク及びソーラーシェアリングバンクに登録したプラン（以下「登録プラン」といいます。）について、神奈川県のホームページや広報誌に掲載するなど、多様な方法で積極的に周知します。

⑵　代表事業者又は共同実施事業者の役割

代表事業者又は共同実施事業者は、次の業務を行っていただきます。なお、登録プランに関する問合せや申込等を受けるなどの、県内農業者や県民の方々との連絡調整は、様式２－１の「本事業の窓口となる営業所名、所在地及び連絡先」欄に記入いただいた窓口で、一括して担っていただきます。

ア　登録プランに基づくワンストップサービスの提供

県内農業者や県民の方々から登録プランに関する申込を受けた場合には、必要に応じて、現地調査及び見積書の作成・提示を行っていただきます。現地調査及び見積書の作成・提示については、無料で行っていただきます。

また、ワンストップサービスに関する詳細な内容については、適宜、申込者と協議して進めていただきます。

なお、申込者と契約締結に至った場合には、原則として、成約日から30日以内に契約内容に基づいた対応を行っていただきます。

イ　個人情報の管理

取得した個人情報の取扱いについては、関連法令を遵守し、適切に管理していただきます。

ウ　事故等の報告

ワンストップサービスの提供に当たって、苦情を受けたり、事故やトラブルが発生した場合には、速やかに必要な措置を講じるとともに、県に報告していただきます。

エ　聴取・調査への協力及び改善の指示に応じた対応

ワンストップサービスの提供に関連して、県内農業者や県民の方々から代表事業者又は共同実施事業者の対応等に関する不満や苦情が県に寄せられた場合や事故やトラブルが発生した場合等には、県がその状況を確認する場合がありますので、関連する事業者には聴取や調査に協力していただきます。

聴取や調査の結果、対応等が適切ではなかったと認められる場合には、改善を求めますので、速やかに対応していただくようお願いします。

⑶ 代表事業者の役割

ア　登録プランの成約状況の報告

登録プランの成約状況について、県に四半期ごとに報告していただきます。

イ　その他、ソーラーシェアリングバンクに関する県との連絡調整

ソーラーシェアリングバンクに関する事項等について、必要に応じて、県と連絡調整を行っていただきます。

５　提出が必要な応募書類及び提出方法等

⑴ 応募書類

ア　公募申請書等

かながわソーラーシェアリングバンク公募申請書（様式１）及び事業者の体制（様式２）、ワンストップサービスのプランの内容（様式３）に必要事項を記載して提出してください。

なお、必ず所定様式を使用してください。様式は、ホームページからダウンロードできます。

ＵＲＬ：https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f537517.html

イ　添付書類

(ｱ) 代表事業者の商業登記簿謄本（写し可）

(ｲ) 代表事業者の直近の会計年度の財務諸表（損益計算書、貸借対照表）

(ｳ) 代表事業者が申請資格を満たしていることを記載した誓約書（別紙を参考に作成してください。）

(ｴ) その他県が提出を求めた資料等（県から指示があった場合に提出してください。）

ウ　提出部数

正本１部、副本（コピー）１部。また、応募書類の内容を保存（かながわソーラーシェアリングバンク公募申請書（様式１）及び事業者の体制（様式２）、ワンストップサービスのプランの内容（様式３）についてはＥｘｃｅｌファイル、その他添付書類についてはスキャナー等で読み取ったＰＤＦファイルを保存）したＣＤ－Ｒ１枚を併せて提出してください。

エ　応募書類の綴り方

次の順番でフラットファイルに綴じ込んでください。

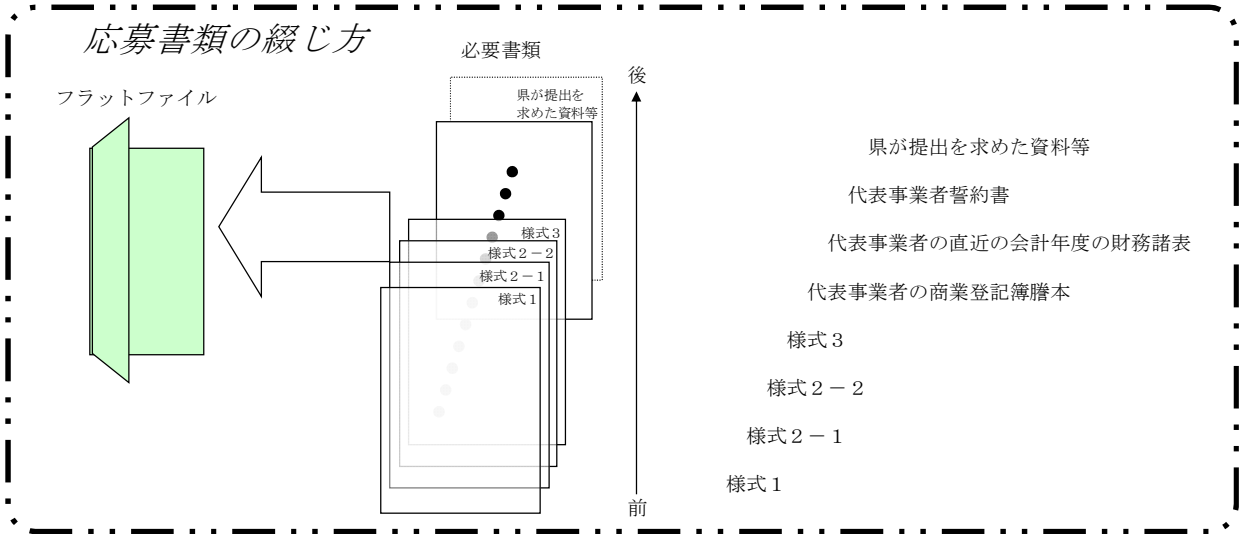

⑵ 応募受付期間

通年受付（月曜日～金曜日　８時30分から17時まで）

※祝日、休日及び12月29日から１月３日を除く

⑶ 応募書類の提出方法

代表事業者から神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室へ郵送又は持参してください。

⑷ 提出後の応募書類の取扱い

ア　応募書類は、原則として返却しないものとします。

イ　応募書類の著作権は、代表事業者に帰属します。

ウ　応募書類は、審査及び登録後の事業運営に使用します。

エ　応募書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている方法等を使用した結果生じた責任は、代表事業者が負います。

６　ワンストップサービスのプランの登録

応募書類の審査を行い、本公募要領で示している要件をすべて満たしたワンストップサービスのプランについては、応募受付期間後にソーラーシェアリングバンクへ登録し、代表事業者に文書でその旨を通知します。なお、登録は有効期限を設けず、原則として継続することとします。

７　登録プラン及び事業者等の公表

神奈川県のホームページに、事業者の体制（様式２）及びワンストップサービスのプランの内容（様式３）とともに、導入に必要な手続等の支援を受けたうえで、低圧の発電設備のソーラーシェアリングを導入した場合の標準的な費用として、kW単価（万円/kW、税抜）を掲載します。

８　問合せ先、ホームページアドレス（ＵＲＬ）

神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室

住所　〒231-8588 横浜市中区日本大通１ 神奈川県庁新庁舎４階

電話　045-210-4140（直通）

「ソーラーシェアリングのワンストップサービスプランの公募について」ホームページ

ＵＲＬ：https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f537517.html